教育/小・中学校手続き 教育/各種相談

小・中学校への入学手続き

新入学児童就学時健康診断について

毎年小学校へ入学する児童を対象に、就学時健康診断を 行います。

9月上旬に、対象児童の保護者あてに通知を送ります。 日程については、学校ごとに異なります。

入学通知書について

4月から小・中学校へ入学する子どもをお持ちの保護者に は、1月末までに入学通知書を送付します。

なお、該当するにもかかわらず通知書が届かない等、ご不 明な場合は教育総務課までご連絡ください。

就学援助制度

市では、経済的な理由で就学困難な児童生徒に対し、学用 品費や給食費など就学に必要な経費の一部を補助する制度 を設けています。

援助対象者

生活保護世帯およびこれに準ずる程度に生活が苦しく、 学用品費や給食費などの負担が困難な小・中学生の保護者

援助の種類

- ·学用品費、通学用品費
- ・医療費(学校保健安全法で定められた病気のみ)
- ·校外活動費、修学旅行費、給食費
- ·新入学児童生徒学用品費等

申請手続

申請の受付は、市役所2階の教育総務課で行っています。 持参品

- 1 印かん
- 2 収入がわかる書類

(世帯で収入がある人について全員分)

- ・源泉徴収票(確定申告をした人は、申告書の写し)
- ・勤め先が変わった場合は、現在の勤め先の給料明細書 (直近3か月~6か月程度)
- ・児童扶養手当証書(お持ちの人のみ)

「お問い合わせ」 教育総務課 TEL 0954-63-2103

小・中学校の転校

小・中学生の就学する学校は、住所により指定されていま す。

転居による転出・転入で学校区が変更になる場合は、転校 の手続きが必要になります。

●転校手続きの流れ

鹿島市外に転出する場合

- ①市民課で転出手続きの後、交付された異動に関する通知 書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してくださ
- ②教育総務課での受付処理の後、現在就学している学校へ 行き、異動に関する通知書を提示してください。学校から は転校に関係する書類(在学証明書、教科書給与証明書) 等が交付されます。
- ③転出先の市町村で転入手続きの後、教育委員会が指定す る学校へ行き、転校の手続きをしてください。

鹿島市に転入する場合

- ①市民課で転入手続きの後、交付された異動に関する通知 書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してくださ W
- ②教育総務課での受付処理の後、異動に関する通知書と転 入前の学校でもらった書類(在学証明書、教科書給与証明 書)等を持って指定された学校に行き、転校の手続きをし てください。

鹿島市内で転居する場合

- ①市民課で転居手続きの後、交付された異動に関する通知 書を持って、教育総務課へ行き、通知書を提示してくださ い。
- ②教育総務課での受付処理の後、現在就学している学校へ 行き、異動に関する通知書を提示してください。学校から は転校に関係する書類(在学証明書、教科書給与証明書) 等が交付されます。
- ③その後、新しく就学する学校へ行き、異動に関する通知書 を提示し、転居前の学校でもらった書類を提出して転校 の手続きをしてください。

[お問い合わせ] 教育総務課 TEL 0954-63-2103



(就学指定校の変更について

教育委員会では、お子さんが就学する学校を指定してい ます。

指定にあたっては、お子さんが住民登録をしている住所 により、その住所を校区とする学校が指定校になります。

しかし、特別な事情により指定校以外の学校への就学を 希望される場合は、教育総務課までご相談ください。

通級による指導

普段は在籍している学級で学習し、決められた時間に通 級して指導を受けます。

なお、指導のために学級を抜けた時間は、欠席扱いにはな りません。

通級途中の事故防止と、指導内容について保護者の方に 理解していただくために、保護者による送迎をお願いして います。通級による指導を希望される方は、現在通学してい る学校にご相談ください。

●まなびの通級指導教室

(子どもへの支援)

子どものつまずいている課題を中心に、担当の先生によ る1対1の個別指導を行います。

また、2~5人程度の小集団で、社会性やコミュニケー ション等をねらいとした指導を行うこともあります。

(家庭への支援)

子どもの発達に関することや、家庭での接し方などにつ いて、一緒に考えます。

(学校への支援)

子どものつまずきに応じた指導(学習指導上の工夫や学 習環境の整え方、活動への見通しの持たせ方など)につい て、一緒に考えます。

※学校や家庭とも連携して個別の指導計画を作成し、指導 に生かします。

●ことばの通級指導教室

きこえやことばに関する悩みを抱える子どもたちが、そ れぞれの力を十分に発揮し、いきいきと集団生活を送るこ とができるようになることを目的とした教室です。

1対1の個別指導を原則としています。必要に応じてグ ループ指導を行うこともあります。

[お問い合わせ] 教育総務課 TEL 0954-63-2103

適応指導教室さくら

自信や存在感を培うことにより自立を促したり、集団生 活や学校生活に適応できるようにしたりすることで、学校 への復帰を目指します。

開設場所および名称

〒849-1311 鹿島市大字高津原434番地

一般財団法人「田澤記念館」内

鹿島市学校適応指導教室「さくら」

TEL·FAX 0954-63-1622

携帯電話 090-9479-2758

開設期間および時間)

開設日(通級日)は、毎週5日間(月~金)。

開設の時間は原則として午前10時から午後3時まで。

開設の期間は、1学期の始業式の日から3学期の修了式の 日まで。

(指導内容)

- ●自分自身の思いを大切にしながら、周りの人と生活でき るように支援します。
- 集団の中でさまざまな体験を通して、自信や充実感が得 られるように支援します。
- ■個に応じて、活動の内容を工夫し、自律的な生活ができ るように支援します。
- 保護者に対するカウンセリングや指導・援助を行います。
- ■学校・家庭・関係諸機関との連携を図りながら学校復帰 を支援します。

入級対象者

- ●市内の児童生徒で、心理的・情緒的原因等による長期欠
- 本人と保護者が入級を希望する児童生徒
- ●在籍校の校長が入級を認める児童生徒

指導者

非常勤指導員2名

(その他鹿島市教育委員会職員が随時指導に当たります)

入級等の手続き

学校へ相談、もしくは教育総務課へ電話連絡をしてくだ さい。(面談・見学等)

「お問い合わせ」 教育総務課 TEL 0954-63-2103

38 鹿島市民便利帳 鹿島市民便利帳 39

教育/学校給食

教育/いじめ等

(鹿島市の学校給食(基本方針)

学校給食は教育の一環として位置づけられ、給食活動を 通して望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、児童生 徒の健康の保持増進、豊かな人間性を育むなど、心身とも に健全な児童生徒の育成を図る上で重要な役割を果たす ものです。

このため、豊かで魅力ある学校給食の提供と適切な給食 指導に努めるとともに、腸管出血性大腸菌0157やノロウ イルス等による食中毒の防止対策など、衛生管理の徹底を 図らなければなりません。

また、生涯を通して健康な市民の育成のために学校給食 を教材とした食育の充実に努めなければなりません。

●豊かでバランスのとれた学校給食

今日、核家族化、都市化、地域における地縁的なつながり の希薄化など社会経済情勢の変化に伴い、家庭の教育力の 低下が憂慮されています。

朝食の欠食、孤食の増加、不規則な食事による肥満や過 度の痩身指向、生活習慣病の若年化など、バランスのよい 栄養摂取ができていない児童生徒も見受けられます。

学校給食では、文部科学省が示した食事摂取基準の確保 はもとより、郷土料理や地域の産物を多く取り入れた献 立、バイキング給食、各学校のアンコール食、世界の味めぐ りなどバラエティに富んだ魅力ある給食の提供、さらに地 域や学校を巻き込んだ食育を推進することにより、望まし い食習慣の定着と生活習慣病の予防を図ります。

●心を育てる学校給食

給食活動を通して、教師と児童生徒相互の好ましい人間 関係の育成を図るとともに、児童生徒が協力して給食の準 備と後始末等の体験活動することにより心のふれあいを 深め、奉仕の精神や感謝の心を育みます。

また、新鮮で安心な鹿島産食材の使用により、児童生徒 が鹿島の農・水産物や、さらには食文化への理解を深め、地 元牛産者や納入業者等、給食に携わる身近な人々の想いに 触れ、支えられていることに感謝する心を育みます。

「お問い合わせ」 学校給食センター TEL 0954-63-2453



保護者負担金

給食の材料代は保護者の負担となります。

- ●小学校給食費 月額 4.100円(1食単価250円)
- ●中学校給食費 月額 4.800円(1食単価300円)

給食費の納入には口座振替をご利用ください

鹿島市内金融	機関様					THA	7	月	н
eri i de de de	w A		住 所						
以は、鹿島市	0.11.212.12.1			島市		m		_	
された給食費 金口座から口)	Tel	()	
ゼロ座から口 たいので口座									
衣頼いたしま		正かりマノユ	<u> 体験147</u>						
MARY 1CUA	7 0		児童生徒名						
			学校名			学村	交 (4	丰)
1. 指定口座	※この依頼	質書は、	児童生徒一	人あたり	一枚	提出し	ノてく	ださい	١,
金融機関名					(店名)				
				П	П	1		届上	HEO
フリガナ			<u> </u>						_
								()
預金者名									ノ
預金種目	1. 普通預金 2	当座預金	口座番号				1		
八正汪日					- 1	- 1	1		
八正压口						i			
	(いずれかの	番号に()をつけてく	ださい。	,)				
2. 振替方法	 (いずれかの . 毎月振替					1 r l	目間)		
2. 振替方法	. 毎月振替	4	月~2月(3月を隊	余く 1		目間)		
2. 振替方法		4	月~2月(3月を隊	余く 1		月間)		
2. 振替方法 1 2	. 毎月振替	4	月~2月(3月を隊	余く 1		月間)		
 振替方法 1 2 口座振替 	毎月振替年一括振り規定	4 4 4	月〜2月(年分を一括	3月を隙 して4月	余く1	替			
2. 振替方法 1 2 3. 口座振替 (1) 貴金層	. 毎月振替 . 年一括振 規定 機関に鹿島	4	月~2月(年分を一括 情求書が送付	3月をW して4月 された	余く1 に振	替、私	に通知		こと
2. 振替方法 1 2 3. 口座振替 (1) 貴金喬 なく、	. 毎月振替 . 年一括振 規定 *機関に鹿島 請求記載金	4 替 1 市より 調を指定	月~2月(年分を一括 情求書が送付 ご口座より振	3月を防して4月 された	余く1 目に振 ときは 支払っ	替 t、私 てく	に通知	١.	
2. 振替方法 1 2 3. 口座振替属 なく、 (2) 振替F	. 毎月振替 . 年一括振 規定 機関に鹿島 請求記載金 ほにおいて預	4 替 1 市より 計額を 指定 企口座 の	月~2月(年分を一括 情求書が送付 ご口座より振 ご残高が請求	3月を除 して4月 された 替の上 書の金	余く1 月に振 と支払に満	替 t、私く たな	に通知 ださい い場合	。 }は、ラ	
2. 振替方法 1 2 3. 口座振春 (1) 貴金なく、 (2) 振替ド 通知す	. 毎月振替 . 年一括振 規定 機関に鹿島 請求記載金預 においてなく	本 本 よ り 間 な に な に を に の の き は で の の に も に の に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	月~2月(年分を一括 情求書が送付 ピロ座より振 の残高が請求 と鹿島市に返	3月を して4月 された *書の かま おされた	余く1 目に振き払いに と支額 に は り に は り に は り に は り に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り と り に り と り に り に り と り に り と り と り	替し、てた議	に通知 ださ場合 いませ	。 }は、ラ :ん。	私に
2. 振替方法 1 2 3. 口座振春層 (1) 貴なく 振知点 (2) 振哲局 (3) この身	. 毎月振替 . 年一括振 規度 開東 に 鹿島 金 預 いない と 解 かい と 解 かい と の お を 解 かい と の かい と かい	本 本 よ り 間 な に な に を に の の き は で の の に も に の に 。 に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	月~2月(年分を一括 情求書が送付 ピロ座より振 の残高が請求 と鹿島市に返	3月を して4月 された *書の かま おされた	余く1 目に振 き払に は り は り は り で れ に よ り れ に は り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ と り に り に り と り に り と り に り と り と り と り	替し、てた議	に通知 ださ場合 いませ	。 }は、ラ :ん。	私に
2. 振替方法 1 2 3. 口座振替層 (1) 貴なく、 (2) 振替層 (3) このあり しまり	. 毎月振替 . 年一括振 規度 開東 に 鹿島 金 預 いない と 解 かい と 解 かい と の お を 解 かい と の かい と かい	4 市 おいまで おおいまで 日本 は 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また 日本 また もの は また また また また また また また また また また また また また	月~2月(年分を一括 青水書が送り を 下の で の で の た い に に い に い た い た に い た い た に た た た た	3月を して4月 された上 き 書 力 島 市 お	まく1 と支額でよ はつ満異貴	替し、てた議会融	に通知にがまるにはいません。	、 うは、 う た。 二連絡	私にいた
2. 振替方法 1 2 3. 口座振を は、 は、 な、 (2) 振替申 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	. 毎月振替 . 年一括振 規定 機関に鹿島金 間におこと に 記さとなくす こ。	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 3 1	月~2月(年分を一括 青水書が送り を 下の で の で の た い に に い に い た い た に い た い た に た た た た	3月を して4月 された上 き 書 力 島 市 お	まく1 と支額でよ はつ満異貴	替し、てた議会融	に通知にがまるにはいません。	、 うは、 う た。 二連絡	私にいた
2. 振替方法 1 2 3. 口座振を は、 は、 な、 (2) 振替申 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・毎月振替・規定 規定 機機関に鹿島 請けにおいとなれること ここと解れること解れている。 いに仮に転せ がいたのにいない。 なるないにないない。 なるないにないない。	4 まりまだを 市額金請ると 素さいである。 本語のできる。 おいました。	月~2月(年分を一括 青水書が送り を 下の で の で の た い に に い に い た い た い た に い た い た に た た た た	3月を して4月 された上 き 書 力 島 市 お	まく1と支額てよのはっ満異貴失	替し、てた議会融	に通知にがまるにはいません。	、。 けは、デ た。 ご連絡い 子を除さ	私にいた

「お問い合わせ」 学校給食センター TEL 0954-63-2453



鹿島市いじめ防止対策

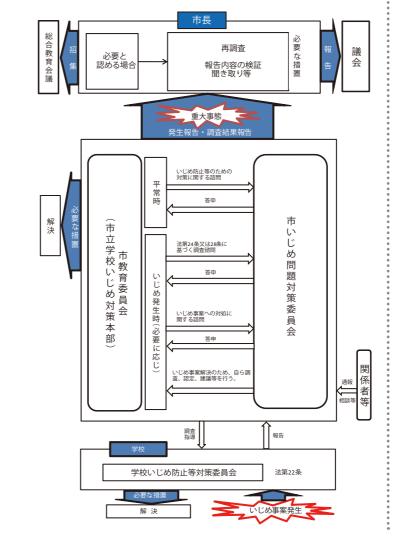
鹿島市では、いじめの防止、いじめの早期発見およびい じめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進す ることを目的として、「鹿島市いじめ防止基本方針」を策定 しています。

いじめは、人権の侵害であり、生命または身体に重大な 危険を生じさせる行為です。

いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける 権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長および人格 の形成に重大な影響を受けるものであるから、このような 行為を許すことはできません。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、い じめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であ るとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応する ことはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責 任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものです。

「いじめ防止対策推進法」を踏まえた 鹿島市の対応イメージ



「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」

近年、携帯電話やスマートフォンを使ったコミュニケー ションツール(LINEやツイッターなど)の利用で、トラ ブルが起きています。同様のトラブルは、ゲーム機や音楽 プレーヤーでも起きています。

本市の小中学校では、「携帯電話やスマートフォンは原 則持たせない」と約束を決め、所持率は低くなっています。

しかしながら、インターネットに接続可能なゲーム機や 音楽プレーヤーを所持している児童生徒が多く、「悪口等 の誹謗中傷を受ける」、「写真を勝手に掲載される」等のト ラブルが増加しており、大変憂慮すべき状態にあります。

そこで、鹿島市PTA連合会と鹿島市教育委員会、鹿島 市小中学校校長会では、小中学生のコミュニケーション ツール利用に係るトラブル等の未然防止を目的とする鹿 島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指 針」及び鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の 約束」を定めました。家庭でも対応していただきますよう お願いします。



- 携帯電話やスマートフォンは原則持たせない。 ※特別な理由がある場合は学校へ相談する。
- 2 夜9時以降、ゲーム機や音楽プレーヤーなどは親が預かる。
- 3 保護者一人一人が下記の安全利用の約束を責任をもって守らせる。

鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」

【児童生徒の皆さんへ】

- 1 携帯電話やスマートフォンは原則持たない。
- 2 ゲーム機や音楽プレーヤーなどでのインターネットの利用は、遅くと も夜9時までとする。
- 3 インターネットで不用意に個人情報をのせない。
- 4 インターネットで相手がいやがるようなことをしない。
- 5 ID/パスワードは親に伝える。
- 6 ID/パスワードは他人に教えない。
- 7 困ったときは親に相談する。

鹿島市PTA連合会

浜 小 学 校PTA・北鹿島小学校PTA・七 浦 小 学 校PTA 明 倫 小 学 校PTA·西部中学校PTA·東 部 中 学 校PTA

鹿島 市教 育委員会 鹿島市小中学校校長会

40 鹿島市民便利帳

転入届

他の市区町村から鹿島市へ移ってくることを「転入」といいます。

届出期間

住み始めてから14日以内

(届け出に必要なもの)

- ·前住所地の転出証明書
- ・運転免許証等(本人確認のため)
- ・印かん
- ・通知カードまたはマイナンバーカード

転入届の特例

引っ越ししてから14日以内に転入地の市区町村の窓口で住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを提示し、暗証番号を入力することによって、転出証明書を要しない転入届を行うことができます。

その場合、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカー ドは転入地でも引き続きご利用いただけます。

注意事項

転入届については、新しい住所に住み始めてからの手続きとなり、事前の手続きはできません。

本人確認が必要となりますので、運転免許証等を持参し てください。

[お問い合わせ] 市民課 TEL 0954-63-2117

転居届

鹿島市内での引越しを「転居」といいます。

届出期間

住み始めてから14日以内

(届け出に必要なもの)

- ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)
- ・介護保険被保険者証(加入者のみ)
- ・運転免許証等(本人確認のため)
- ・印かん
- ・通知カードまたはマイナンバーカード

注意事項

転居届については、新しい住所に住み始めてからの手続きとなり、事前の手続きはできません。本人確認が必要となりますので、運転免許証等を持参してください。

[お問い合わせ] 市民課 TEL 0954-63-2117

世帯変更届

世帯主・世帯員に変更があったときには「世帯変更届」が必要です。

届出期間

変更してから14日以内

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- ・運転免許証等(本人確認のため) ・印かん



「世帯員に変更があったとき」って どんなとき?

世帯とは、簡単に言えば衣食住を共にする人たちの単位。その中で世帯を代表する人は世帯主として市役所に届ける必要があり、届け出して初めて世帯主として様々な手続きができるようになります。世帯主を変える場合は市民課へ届け出をしてください。

移住のススメ

鹿島市では、子育て世代、起業したい人、IJUターンの方々を応援しています。保育園の待機児童数もなく、生まれてから中学生までのお子さんには医療費助成も行っています。

また海の幸、山の幸に恵まれ、冬にはラムサール条約に登録された肥前鹿島干潟に珍しい渡り鳥たちがやってくる美しい景色が見られます。そんな鹿島市で暮らしてみませんか。詳しくは、ホームページまたは下記までご連絡ください。

- ●子育てに関すること…福祉課
- ●市営住宅に関すること…都市建設課
- ●空き家に関すること…都市建設課
- ●創業・起業に関すること…商工観光課
- ●移住全般に関すること…企画財政課
- ●就農に関すること…農林水産課

| [お問い合わせ] |企画財政課 TEL 0954-63-2101

転入の際に必要な届出一覧(必要な届出は各自異なります)

手 続	対象者	持ち物など				
● 市民課窓口	庁舎1階 TEL 0954-63-21	17				
転入届(住民登録)	鹿島市に転入された人	転出証明書、本人確認書類、委任状(届出者が本人でなり場合)				
通知カード又は マイナンバーカードの住所 変更手続	鹿島市に転入された人	通知カード又はマイナンバーカード				
国民健康保険加入手続	前住所地で加入されていた人、新たに加入される人	印かん				
国民年金住所変更手続	受給者、受給待機者	印かん、年金証書				
介護保険の手続	介護サービス受給者	印かん、介護保険受給資格証明書(前住所地発行)				
後期高齢者医療被保険者 証交付手続	75歳以上の人、65歳以上で一定の障害認定 のある人	印かん、負担区分等証明書(県外から転入された人)、 その他後期高齢者医療に伴う証明書				
印鑑登録の手続き	15歳以上の人(希望される人)	印かん、本人確認書類				
「広報かしま」郵送依頼	希望者	郵送依頼を記入いただき回収します。				
	○ゴミ分別一覧表等、エコバッグの贈呈引換券	(環境下水道課) Tel 63-3416				
配布物	○市内循環バス・高津原のりあいタクシー時刻表	(企画財政課) Tel 63-2101				
	○保健センターからのお知らせ	(保健センター) Tel 63-3373				
● 福祉課	庁舎1階 TEL 0954-63-21	19				
児童手当(15日以内)		印かん、受給者名義の通帳、受給者の健康保険証				
子どもの医療費助成	該当するお子さま等がおられる場合は福祉課	印かん、対象となる子どもの健康保険証				
児童扶養手当	にお問い合わせください。	印かん、児童扶養手当証書(前住所地発行)				
保育所入所		福祉課で説明				
障害者手帳・療育手帳・被 爆者手帳の住所変更	障害者手帳·療育手帳·被爆者手帳を持つて いる人	 印かん、障害者手帳、療育手帳、被爆者手帳				
● 環境下水道課	新世紀センター1階 TEL 0954-	63-3416 ※新世紀センターは市役所庁舎西側村				
し尿汲み取り	環境係にお問い合わせください					
飼い犬の登録	犬を飼っている人	印かん、手数料3,000円				
● 教育総務課	庁舎2階 TEL 0954-63-21	03				
児童·生徒の異動手続	小·中校生	児童·生徒異動通知				
● 保健センター	生涯学習センターエイブル1階 TE	L 0954-63-3373				
妊婦健診受診票·予防接種 予診票·乳児一般健康診査 受診票の差替え手続	妊婦の方、乳幼児、予防接種の必要なお子さま	前住所地で配布された妊婦健診受診票、予防接種予診票、乳児一般健康診査受診票、母子手帳				
● 水道課	新世紀センター1階 TEL 0954					
 水道の開栓手続	水道使用を開始される人	開栓手数料216円				

★の記載のある手続きは、通知カードまたはマイナンバーカードが必要です・ ※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード等(公的機関発行の写真付証明書の場合は1通) 又、保険証・年金手帳等の写真付きでない場合、複数の証明書を提示してください。

 $oldsymbol{42}$ 鹿島市民便利帳

(公営住宅の申し込み(市営・県営)

公営住宅の申し込みは、随時受け付けています。入居の あっせんは申し込み順で、空き家が発生した時点で、市より 申込者にお知らせします。

申し込みには、申込書のほか各種添付書類が必要となり ます。申し込み方法、空き家状況の確認など、詳しくはお問 い合わせください。

※申込書類は市のホームページからダウンロードできま す。

●市営住宅

西峰住宅 末光·執行分住宅 井手分住宅 新方住宅

●県営住宅 西牟田団地 重ノ木団地 浜町団地 新方団地

[お問い合わせ] 都市建設課 TEL 0954-63-3415

(鹿島市定住促進住宅市営古枝住宅

古枝にあるサンコーポラス古枝宿舎を平成25年4月から 定住促進住宅として管理運営しています。

この住宅は、鹿島市への移住および定住を促進する住宅 として活用します。定住促進住宅の入居予備者を募集しま

(住宅概要)

- ●5階建て エレベーターなし
- ■間取り 全て3DK
- ●駐車場 有り
- ●家賃 28,000円~33,000円(棟・階数により変動) ※市外からの転入者には優遇措置があります。



[お問い合わせ] 都市建設課 TEL 0954-63-3415

(肥前浜宿空き町家入居促進事業)

肥前浜宿で新生活、始めませんか?

庄金・南舟津の茅葺のまちなみと、白壁土蔵造りの立ち 並ぶ酒蔵通り。春には酒蔵ツーリズムのイベントで新酒の 蔵開きと春を祝います。そんな風情あふれるまちなみで、 新たな生活、事業にチャレンジしてみたいひとに、助成を 行います。

事業の狙い

肥前浜宿は伝統的な古い建物が残るまちなみが魅力の 地域でありながら、一方で空き町家も目立つ状況にありま す。今後、観光地としての魅力をさらに向上させ、地域を活 性化するために、定住促進と創業支援の両面から、市外か ら伝建地区内の空き町家へ5年以上の入居や店舗営業を希 望される場合、まちづくりの協力を条件として、改装費用 および家賃の一部を補助します。

(助成対象となる空き町家)

重要伝統的建造物群保存地区内にある建物

※肥前浜宿のまちづくりに協力いただけるひと

空き町家改装費補助)

補助率 3分の2

千円未満切捨て(補助限度額:200万円)

家賃補助)

補助率 3分の2

千円未満切捨て(補助限度額:5千円/月)

[お問い合わせ] 都市建設課 TEL 0954-63-3415

(空き家バンク

空き家情報公開

市のホームページや都市建設課で情報の公開、提供を行 います。

(利用希望者登録申し込み)

利用申し込みは、空き家利用希望者データベース登録申 込書(様式第7号)と誓約書(様式第8号)に必要事項をご記 入の上、都市建設課へ提出してください。

申込書等の提出は窓口へご持参ください。

物件交渉の申し込み)

希望物件の交渉をご希望される方は、都市建設課へご連 絡ください。

[お問い合わせ] 都市建設課 TEL 0954-63-3415

転出する

鹿島市から他の市区町村へ移ることを「転出」といいます。

届け出期間)転出予定日の14日前から転出する日まで

転出の際に必要な届出一覧(必要な届出は各自異なります)

転出の際に必要な	庙出一覧(必要な届出は各目異な	なります)				
手続		対象者	持ち物など				
● 市民課窓口	庁舎1階	TEL 0954-63-2	117				
転出届(住民登録)	鹿島市から転出される人		本人確認書類、委任状(届出が本人でない場合)、 「転出証明書」を交付します。				
国民健康保険脱退手続	国民健康保険に加入されている人		印かん、国民健康保険証				
印鑑登録証の返還	印鑑登録されている人		印鑑登録証				
● 保険健康課	庁舎1階	TEL 0954-63-2	120				
後期高齢者医療被保険者 の転出手続	75際以上の人、65歳以上で一定の障害認定のある人		印かん、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証(お持ちの人)				
介護保険の手続	介護認定を受けている人		印かん、介護保険被保険者証				
● 福祉課	庁舎1階	TEL 0954-63-2	119				
児童手当	該当するお子	さまがおられる場合は福祉	印かん				
子どもの医療費助成		合わせください。	印かん、子どもの医療費受給資格証(ピンク色)				
児童扶養手当	- ※児童手当は、新住所地で 15日以内 に手続 - きが必要です!		印かん、児童扶養手当証書				
保育所退所			印かん				
● 税務課	庁舎1階 № 0954-63-2		2118				
125cc以下のバイクや小 型特殊自動車の廃車手続	125cc以下の を所有の人	のバイクや小型特殊自動車	印かん、ナンバープレート				
● 教育総務課	庁舎2階	TEL 0954-63-2	103				
児童・生徒の異動手続	小·中学生		児童·生徒異動通知				
● 水道課	新世紀セン	ター1階 ℡ 0954-	· 62-3718 ※新世紀センターは市役所庁舎西側横				
水道閉栓届	水道使用を中	中止される人	水道使用料の精算				
新住所地での 手続きについて	を行ってくた マイナンバー マイナンバー 出日から90 なくなります 妊婦の人、お 妊婦健診受	さい。 -カードをお持ちの人 -カードの継続利用の手続きか日を経過又は転入した日から1 「ので、お気をつけください。) 子さまがおられる人	新しい住所を確認のうえ、その市区町村で転入手続き が必要です。(転出予定日から30日を経過又は転入届4日を経過するとマイナンバーカードが転入先で使え 査受診票の差替え手続きが必要です。				
必要なもの	転出証明書、印かん、年金手帳、本人確認書類、通知カード又はマイナンバーカード、委任状(本以外が手続きされときは必要な場合があります)…など 詳しくは転入先の市区町村(役所)にお尋ねください。						

※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード等(公的機関発行の写真付証明書の場合は1通) 又、保険証・年金手帳等の写真付きでない場合、複数の証明書を提示してください。

詳しくは転入先の市区町村(役所)にお尋ねください。

44 鹿島市民便利帳 鹿島市民便利帳 45

(選挙権と選挙人名簿への登録

●選挙人名簿への登録と抹消

登録資格

- 1.満18歳以上の日本国民であること。
- 2. 住民票が作成された日(転入の届け出日)からその市区 町村の住民基本台帳に引き続き3カ月以上記録されて いること。

●選挙人名簿への登録の時期

1. 定時登録

登録月(3月、6月、9月、12月)に、登録月の1日現在を基 準日として登録される資格のある人をその月の1日に 登録します。

2. 選挙時登録

選挙のつど定められる基準日および登録日により登録 します。

3. 補下登録

登録資格がありながら登録されていなかった場合は、 ただちに登録します。

●選挙人名簿から抹消の時期

- 1. 死亡または日本国籍を失ったときただちに抹消します。
- 2. その市区町村から転出して4か月を経過したとき抹消 します。
- 3. 登録されるべきでなかった人が、誤って登録されてい ることが判明したときただちに抹消します。

「期日前投票と不在者投票

期日前投票

選挙

投票日に仕事や旅行などの事情で投票に行けない人は、 期日前投票をすることができます。

※入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」の記入を済ませてお くと受付が円滑にできます。

不在者投票

告示日の翌日から投票日までの期間を含む出張や旅行、 入院などで不在となる方は、滞在先や指定病院で投票がで

身体に重度の障がいのある人は、事前に登録することで 不在者投票(郵便投票)できます。

※登録には資格要件が必要です。

(政治家の寄附禁止)

●選挙の3ない運動 贈らない! 求めない! 受け取らない!

お金のかからない選挙実現のため、政治家や候補者(候補 者、候補者となろうとする者、現に公職にある者)が選挙区 内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がこれらを 求めることも禁止されています。違反すると処罰されます。

- ●入学・卒業・就職などのお祝い、病気見舞い
- ●葬式の花輪
- ●お祭の寄付やお酒
- ●地域の運動会などへの差入
- ●お歳暮やお中元
- ●代理人が出席する結婚祝いや葬式の香典
- ●地区の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の

(国民年金に加入する)

満20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある人(外国 人含む)は、厚生年金保険や共済組合からの老齢(退職)年金 を受けている人を除いて、国民年金に加入しなければなり ません。

第1号被保険者

自営業・農漁業・学生・無職の人など。60歳~65歳未満の 人や日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人 は希望すれば加入できます。(任意加入)

第2号被保険者

厚生年金などに加入している人(会社員、公務員等)。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

保険料

月額 16.490円(平成29年度4月時点)

付加保険料

400円(平成29年度)

保険料の納め方)

日本年金機構から送付される納付書で金融機関や郵便局 の窓口またはコンビニエンスストア(一部取扱いを行って いないところがあります)で納めます。

(国民年金の免除制度

申請免除

所得の減少や、失業・天災などで保険料の納付が困難で、 免除基準に該当する場合

(承認期間は7月から翌年6月まで)

納付猶予

50歳未満の人で所得の減少や、失業・天災などで保険料 の納付が困難で、猶予基準に該当する場合

(承認期間は7月から翌年6月まで)

学生納付特例

特例の対象となる学校に在学中の学生の人で、特例の基 準に該当する場合(承認期間は4月から翌年3月まで)

[お問い合わせ] 市民課 TEL 0954-63-2117



「国民年金に関する手続き(主なもの)

●加入者となったとき

……「国民年金被保険者資格取得届」が必要です。

(期限) どこに

市民課窓口

14日以内

持参品) 印かん

●離職し加入をするとき

……国民年金被保険者資格取得申出書」が必要です。

(期限) 14日以内

[どこに] 市民課窓口

持参品 印かん・年金手帳

・離職票(退職日がわかるもの)

●住所をかえたとき

……「国民年金被保険者住所変更届」が必要です。

期限 14日以内

どこに 市民課窓口

持参品 印かん・年金手帳

●氏名をかえたとき

……「国民年金被保険者住所変更届」が必要です。

期限 14日以内

どこに 市民課窓口

持参品 印かん・年金手帳

●年金手帳を失ったとき

……「年金手帳再交付申請書」が必要です。

期限 すみやかに

どこに

市民課市民年金係

持参品 印かん

保険料納付領収書(基礎年金番号がわかるもの)

[お問い合わせ] 市民課 TEL 0954-63-2117



年金をもらえるのは高齢者だけ?

「年金をもらえるのは65歳から」とイメージされてい る人が多いと思いますが、その他にも、障がいを持った 人への「障害年金」、年金受給者が死亡した場合に、生計 を維持している人や配偶者やその子へ支給される「遺族 年金」があります。

「年金」は、若い人から高齢者まで、万が一にも備えた 手厚い社会保障制度です。





















「お問い合わせ」 選挙管理委員会事務局 TEL 0954-63-3418 上水道

下水道

水道に関する手続き

水道を使用開始するときや中止するときなど、次の(1)~ (4)にあてはまる場合には届け出が必要ですので、水道課へ すぐにお届けください。

なお、住民票の移転手続きや死亡届とは連動しておりま せんので、忘れずに手続をしてください。(電話・FAXでの受 付はしていません。必ず水道課窓口までお越しください。)

- ※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで です。土曜、日曜、休日および年末年始(12月29日~1月 3日)は手続きができません。平日にお越しいただけない 場合は、事前にお問い合わせください。
- ※水道課は鹿島市役所内にはなく、別館となります。5ペー ジをご覧ください。

1. 水道の使用を開始するとき(開栓)

住所・アパート名がわかるものと開栓手数料216円をご 持参ください。

- ※水がでているときでも、無断でご使用になると給水停止 の処分になりますのでご注意ください。
- ※使用開始届様式は市のホームページからダウンロード

2. 水道の使用を中止するとき(閉栓)

前回使用水量をもとに精算しますので前回料金を目処に 料金をご持参ください。なお、精算料金は口座引き落としが できません。

- ※ご使用水量が〇立方メートルでも水道閉栓の手続きがな い場合は、毎回基本料金が請求されます。
- ※使用中止届様式は市のホームページからダウンロードで きます。
- 3. 転居するとき(転居先の開栓、転居元の閉栓))

1、2に同じです。

4. 使用者の名義がかわるとき

(家族間での名義変更、会社名変更)

水道の使用名義人の相続等により、前の使用者に変わっ て引き続き水道をお使いになる場合の名義変更は、水道課 窓口での手続きが必要です。

水道料金

水道の使用料は、2か月ごとに下水道料金と同時に納め ていただきます。

納付方法は、口座振替が便利ですのでご利用ください。

[お問い合わせ] 水道課 TEL 0954-62-3718

漏水のときは

費用負担と発見方法

公道に埋設された配水管は市(水道課)の所有物です。こ の配水管から分岐した給水装置は皆さんの所有物です。給 水装置の修繕などにかかる費用は基本的に所有者の負担 となっておりますが、配水管から水道メータまでの部分 で、自然に漏水が発生した場合は、水道課で費用を負担し 修繕しております。ただし、修繕箇所にかかわらず、他の工 事での破損は有償工事となります。

『使用した覚えがないのに使用水量が増えている。』、『節 水しているのに使用水量が減らない。』場合などは、宅内の どこかで水が漏れている(漏水の)可能性があります。以下 の方法で簡単に漏水の有無をお調べいただけますので、水 量に異常を感じたときなどは参考にしてください。

- ●宅内と外水栓の蛇口をすべてしめる。
- ●蛇口やトイレのタンクなど、宅内での水漏れがないか確 認する。
- ●水道メーター内のパイロットマーク(銀色のコマ)を確 認する。
- ●パイロットマーク(銀色のコマ)が少しでも回っていた

ら、漏水です。 非常にゆっくり回る時もあり ますので、しばらく注視して ください。

●漏水が確認されましたら、鹿 島市指定の水道工事店にて

至急修理をお願いします。修理費用は、お客さまのご負 担となります。

水道工事は市の指定工事事業者に

給水装置工事は、市が指定する給水装置工事事業者が行 うことになっています。この工事事業者が、工事の申込み から検査までの手続きをお客さまに代わり行っています。

下記の工事のご依頼は、市の指定する給水装置工事事業 者**へお願いします。

- ・新設:新しく水道を引くとき
- ・改造:給水管の口径を変えたり、メーターの位置を変更す るとき
- ・撤去:水道の設備を撤去するとき

給水装置工事事業者^{*}は、市のホームページに掲載してい ます。

[お問い合わせ] 水道課 TEL 0954-62-3718

下水道の設備

下水道は、市が道路などに埋設し管理を行う公共下水道 と、個人の敷地などに設置し家庭から出る汚水を直接公共 下水道へ流すための排水設備からなっています。

排水設備は、排水管や汚水ますなどの設備で個人の財産 となるものです。皆さん個人で設置し、補修・点検などの管 理をしていただくことになります。

下水道に接続するために必要な事項

- 1. 鹿島市指定工事店の中から工事店を決定。
- 2. 排水設備等新設計画(変更)確認申請書を市役所環境下 水道課へ提出。
- 3. 構造を審査し、適正であれば工事の許可。
- 4. 指定工事店により、工事開始。
- 5. 工事完了届の提出(申請書と同じ用紙)。
- 6. 市役所の工事完了検査。
- 7. 下水道使用開始届の提出。

下水道使用料

排水設備工事が完了し、汚水を下水道へ流すようになる と、下水道の使用料が発生します。立法メートル単位で算 出しています。

使用開始等の届け出

使用者に変更があった場合や、公共下水道の使用を開始 し、休止し、廃止し、または再開するときは、その旨を届け 出てください。

下水道使用料の納付方法

下水道の使用料は、2か月ごとに水道料金と同時に納め ていただきます。

納付方法は、口座振替が便利ですのでご利用ください。

[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

浄化槽

鹿島市では家庭用合併処理浄化槽設置費用に対する補 助を行っています。

合併処理浄化槽はトイレ・台所・浴槽・洗濯機等から生活 排水として流れる水の汚れを約10分の1に浄化して放流 します。水質保全のため、し尿と生活雑排水を併せて処理 する合併処理浄化槽を設置しましょう。

(補助金額)

5人槽 【補助限度額】332,000円 6~7人槽【補助限度額】414,000円 8~10人槽【補助限度額】548,000円

[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

水道料金のしくみ

鹿島市は上水道と下水道の使用料を2か月に一回、両方合わせてお支払いいただく方法です。

水道料金は、検針を行った翌月にご請求します。

(奇数月に検針する地区は偶数月に請求、偶数月に検針する地区は奇数月に請求)

公共下水道に接続した場合は下水道使用料がかかります。下水道使用料は、水道の使用量をもとに計算されます。 このため、水道課が水道料金と下水道使用料を同時にご請求します。

料金の計算方法(消費税率8%の場合)

水道料金(2か月につき)

●基本料金

10立方メートルまで2,160円

11~20立方メートルまで3,456円 ●超過料金(超過水量1立方メートルにつき)

21~50立方メートルまで 超過水量1立方メートルにつき216円

51立方メートル以上

超過水量1立方メートルにつき259円

口座振替のオススメ

水道料金のお支払いには口座振替をおすすめして います。市内の金融機関の窓口で手続きができま す。検針した翌月25日(25日が土曜、日曜、祝日に 当たる場合は翌営業日)が引落日となります。

下水道使用料(2か月につき)

●基本料金

10立方メートルまで1.576円

11~20立方メートルまで2,268円 ●超過料金(超過水量1立方メートルにつき)

21~40立方メートルまで

超過水量1立方メートルにつき 145.8円 41~60立方メートルまで

超過水量1立方メートルにつき 167.4円 61~100立方メートルまで

超過水量1立方メートルにつき 194.4円

101~200立方メートルまで 超過水量1立方メートルにつき 226.8円

201立方メートル以上

超過水量1立方メートルにつき248.4円



48 鹿島市民便利帳

ごみ処理

(ゴミステーションへの出し方)

鹿島市では、ごみの集積場所(「ごみステーション」といいます)をお住まいの地域(行政区)に設置して、現在8種類のごみの分別・収集を行っています。

また、拠点回収(対象:牛乳パック・使用済み乾電池・使用済み蛍光管・白色トレー)や地区回収(対象:新聞・雑誌・古着・ダンボール・アルミ缶)といった資源回収(リサイクル)にも取り組んでいます。

ごみを出す際の注意事項

袋には住所・氏名の記入をお願いします。 ごみ出し日の当日朝8時までに出してください。

ごみの種類と出し方

- 1.燃えるごみ・
- ●週2回、曜日指定
- 金額

大10枚400円 小10枚200円

- 2. 燃えないごみ・カン類
- ●月2回、曜日指定
- 金額

大10枚400円 小10枚200円

- 3. 燃えないごみ・ビン類
- ●月2回、曜日指定
- ●金額

大10枚400円 小10枚200円

- 4. 燃えないごみ・その他
- ●月2回、曜日指定
- 金額

大10枚400円 小10枚200円

- 5. 粗大ごみ[収集]月1回、曜日指定-
- ●月1回、曜日指定
- 金額

ステッカー 1枚300円

- 6. ペットボトル
- ●月2回、曜日指定
- ●金額

大10枚 400円

- 7. 容器包装プラスチック・ビニール類 -
- ●週1回、曜日指定
- ●金額
 - 10枚 400円
- 8. 容器包装紙類 -
- ●週1回、曜日指定
- 金額
 - 10枚 400円



00

ゴミステーション以外への出し方

資源回収

ごみ処理

61628

BRUUCH

もえないこみ

も見ないこか

....

#15 #75 n

市での回収とは別に、地域の団体が行う資源物の自主回収です。

回収量に応じて回収団体へ奨励金が支給されますので、 お住まいの地域で実施されている場合は、優先的に地域の 資源物回収に出してください。

回収日、時間は地域ごとに異なりますので、区長さんへお尋ねください。

- 新聞紙・雑紙・段ボールは白い紙ひもで束ねてください。
- ●古着、アルミ缶は透明か半透明の袋で出してください。



蛍光管·乾電池

回収場所

鹿島地区…市役所大駐車場の車庫横(道路側) 北鹿島・能古見・古枝・浜・七浦地区は各公民館 (地域ごとの公民館ではありません:区公民館)

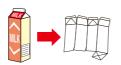
- ●腐食した乾電池及び電球は回収しません。
- ●事業所からの持ち込みはできません。

牛乳パック

回収場所

鹿島地区…市役所大駐車場の車庫横(道路側) 北鹿島・能古見・古枝・浜・七浦地区は各公民館 (地域ごとの公民館ではありません:区公民館)

牛乳パックはきれいに 洗って開いて乾燥させ て出してください。



食品トレイ

●食品トレイは市内のスーパー協力店で取り組んでいます。それぞれの店舗の決まりにしたがって出してください。



[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

(市では回収しないごみ)

次に掲げるものは、処理が困難または、リサイクルが義 務付けられていることから市では収集できません。購入店 や、販売店もしくは専門の処理業者へ依頼してください。

処理が困難なごみ

●タイヤ

販売業者・産業廃棄物処理業者に引き取ってもらう

- ●ガスボンベ 産業廃棄物加護
- 産業廃棄物処理業者に引き取ってもらう
- ●コンクリート破片・土石類 専門業者に引き取ってもらう
- ●バッテリー
- 専門業者に引き取ってもらう ●消火器
- 特定窓口販売店に引き取ってもらう
- ●農機具・農業用廃ビニール 農機具販売業者、農協等に引き取ってもらう
- ●魚網·海苔網

漁協等に引き取ってもらう

※その他不明なものについては直接市へご連絡ください。

一度に大量に出たごみ

引っ越し、リフォーム、遺品整理等で大量に出たごみは下記の一般廃棄物収集許可業者に依頼してください。

家電リサイクル法対象機器

家電リサイクル法の対象となるのは、エアコン・テレビ (ブラウン管、液晶、プラズマ)・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵 庫・冷凍庫の5品です。

使い終えた家電製品は、購入店または買い換えをする販売店に相談しリサイクル料を支払い回収してもらいます。



また、過去に購入した販売店が存在せず、買い換えではない等、販売店に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(※引取義務外品)は、市内小売業者の協力店に依頼してください。

(事業系ごみの処理方法)

事業活動により排出されるごみは「事業者自らの責任で処理しなければならない」と法律等によって定められています。事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は次の2社です。ただし、小規模の事業所は「小規模事業所ごみステーション排出登録制度」がありますので、お問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者

- ●野口商会 TEL 0954-63-1258
- ■馬場商会 TEL 0954-62-1137

「生ごみのリサイクル

私たち人間が生活していくうえで必ず排出される『ごみ』。 そのごみの中でも大半を占めるのが、『もえるごみ』です。その 『もえるごみ』の半分は『生ごみ』とも言われています。

これまでは、『生ごみ』も『もえるごみ』として焼却処分していましたが、鹿島市では『生ごみ』を資源として再利用しています。ごみとして焼却しないので、CO²削減につながるとともに、集めた『生ごみ』は、優良な堆肥として生まれ変わり、土に還元され、循環型社会の推進となります。

鹿島市では、平成23年度からモデル地区を設け、その地区の協力世帯により実施開始。平成27年度からは対象地区を拡大し、現在、大字納富分全域で『もえるごみ』と『生ごみ』の分別に協力いただいています。平成28年度実績では、約4トンのごみ減量化を達成しました。

また、『生ごみ』から出来た『堆肥』を使って出来た野菜や 花は大きく育ったり、きれいに咲いたりして、利用者の方 から好評を得ています。

(資源ごみ処理機器購入補助

生ごみを堆肥化する処理機器を購入された人には補助金があります。

家庭用電動生ごみ処理機

補助率 購入費の1/3(上限は2万円) ※申請後、ご自宅に設置確認に伺います。

コンポスト、生ごみ処理バケツ

補助率 購入費の1/3(上限は2千円)

補助申請手続き

生ごみ処理機器を購入された人は、申請者の氏名が明記された領収書と印鑑を持って新世紀センター 1 階環境下水道課へお越しください。

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路公園等に捨てる行為をさします。

法律で厳しく禁止されており、不法投棄を行った者は、 法律によって罰せられます。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(抜粋)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物(ごみ)を捨ててはならない。 第25条 (罰則)

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役もしくは1,000 万円(法人に対しては3億円)以下の罰金、またはその両方 に処せられることがあります。

[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416



生がきをたい肥に



(補助事業など

犬の登録と届出

生後90日を経過した飼い犬は、「犴犬病予防法」により、 生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付け られています。

また、飼い犬が死亡したり飼主が変わったときなどにも 届出の義務があります。

(新規登録)

●必要書類

- 1. 犬の登録申請書
- 2. 登録手数料 3.000円

登録の際、犬の鑑札を交付しますので、登録した飼い 犬の首輪等に必ず付けて紛失しないように注意してく ださい。

もしも飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札 から飼い主の元に戻すことができます。

狂犬病予防注射済票交付申請

登録済みの犬は毎年1回、狂犬病予防注射を受け、狂犬 病予防注射済票交付の手続きを行う必要があります。

●必要書類

1. 注射済証明書

(動物病院などで狂犬病予防注射を受けた際に交付されます)

- 2. 狂犬病予防注射済票交付申請書
- 3. 交付手数料 550円

(飼い犬が死亡した場合)

登録の抹消を行うために届出をする必要があります。

- ●必要書類
- 1. 犬の死亡届出
- 2. 犬の登録鑑札

住所の移動、飼主の変更など

- 必要書類
- 1. 犬の登録事項変更届
- 2. 犬の登録鑑札

他の市町村から転入された場合、以前の市町村で交付 された鑑札をご持参ください。鹿島市の「鑑札」と交換し ます。

「避妊・去勢手術費用の助成

犬や猫の無秩序な繁殖を抑制し、動物愛護意識の向上 を目的に、犬・猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成しま す。

市民が飼育し、獣医師が手術することが適当と認める 生後3か月以上の犬・猫で、1世帯につき年間で犬は1 匹、猫は3匹までです。

犬は、登録と登録申請日から1年以内の、狂犬病予防注 射を済ませた犬に限ります。

補助金額

- 避奸手術…犬5.000円 猫4.000円
- ●去勢手術···犬3,000円 猫2,000円

申請方法

補助金申請書に獣医師が発行する手術の領収書の写し と申請者名義の通帳、印かん、市税の滞納がない証明書 (税務課で発行)を持参し、環境下水道課に申請してくだ

「お問い合わせ」 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

【ペットの飼い方のマナー

近隣に迷惑をかけないようペットを飼いましょう。

ペット全般

- 1. 最期まで責任を持って飼いましょう。
- 2. 避妊・去勢手術を受けさせましょう。 乱繁殖を防ぐとともに、性ホルモンに起因する病気の 予防やマーキング等の問題行動の予防にもなります。
- 3. 飼っているペットが行方不明になった時は、市役所・ 警察署・杵藤保健福祉事務所へ連絡をお願いします。 保護されている場合があります。

犬

- 1. 飼い犬は、丈夫な鎖などでつなぎ、人や他人の所有物 などに危害を与えないようにしてください。
- 2. 無駄吠えの防止やトイレのしつけは必ずしましょう。
- 3. 散歩に行くときは、必ず鎖(リード)などを使用し ましょう。普段はおとなしい犬でも、とっさの時には 予想しない行動をとる時もあります。

1.飼い猫は、放し飼いにせず室内で飼いましょう。 放し飼いは、事故や怪我のリスクが高まります。また、 外からのノミやダニを家の中に入れることになり、猫

2. 飼い猫にエサを与える時は、室内で与えましょう。 外で与えたり、ドアを開けたまま与えれば、飼い猫以

外の猫がエサを食べに寄って来ます。 3. 野良猫にエサを与えないでください。

も人間も病気のリスクが高まります。

飼い猫ではない猫にエサを与え続ければ、よそから 他の猫も寄ってきます。すると子猫が産まれ、乱繁殖の 原因となり不幸な命が増えることになります。

「太陽光発電設備設置事業費補助金

太陽光エネルギーの普及拡大により、地球温暖化の防止 に寄与することを目的として、太陽光発電設備設置事業費 補助金の交付申請を受付けます。

(申請受付期間)

4月~翌年3月末(注1)

- (注1)3月末までに工事完了(九電契約等)できなければ、 次のように補助金交付が取消しとなるため、余裕をもっ て申請する必要があります。
- ·交付申請(2月25日) → 交付決定·工事着工 →
 - → 工事完了 → 完了報告(4月2日)

この場合、3月末ではないため、交付決定が取消されて、 補助金交付はありません。

(補助対象者)

補助金の交付を受けるには、以下のすべての要件に該当 することが条件となります。

- ●鹿島市の住民基本台帳に記録されている。
- ●市税の滞納がないこと。
- ●補助金申請書類の提出後に着工し、指定期日までに完了 すること。
- ●市内の個人住宅または併用住宅(併用住宅は、自己居住 部分に限る)であること。

補助対象工事

補助金の交付対象は、以下のすべての条件を満たす太陽 光発電システム設置工事とします。

- ●市内の既存または新築の住宅であること。住宅の屋根等 への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りで連 系していること。
- ●太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池 モジュールの公称最大出力の合計値)が10 kW未満で あること。※増設の場合は合計して10kW未満であり、 既設の太陽電池の最大出力が確認できること。
- ●補助対象経費が1 kW当り65万円以下(税抜き)である こと。
- ●設置工事を行う業者は、県内に事業所のある個人事業主 または法人であること。

補助金の額

設置する太陽電池の最大出力(kW、小数点以下2桁未満 切捨)に20.000円を乗じて得た額(ト限60.000円)

[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

マダニによる感染症に注意

マダニによる感染症の1つである重症熱性血小板減少症 候群(Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome:以下「SFTS」という。)が、県内でも確認されて います。

鹿島市では、平成29年8月(県内5例目)に患者が確認さ れました。

●SFTSについて

SFTSの感染経路

ウイルスを保有しているマダニに咬まれることによっ て感染します。

予防方法

マダニに咬まれないことが重要です。特にマダニの活動 が盛んな春から秋にかけて注意が必要です。

草むらや藪などマダニが生息する場所で活動する場合 は、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴、帽子、手袋を着用 し、首にタオルを巻くなど、肌の露出を少なくして対策し ましょう。

マダニに咬まれた場合

吸血中のマダニに気づいた場合は、できるだけ医療機関 (皮膚科)を受診してください。

無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚に残っ てしまうことがあります。

詳しくは佐賀県のホームページをご覧ください。

ペットのマダニ対策について

飼育している犬、猫等のペットについては、ペットの健 康を守るためにも散歩の後には体表のチェックをしま

マダニが咬着している場合は、かかりつけの獣医師に相 談しましょう。



[お問い合わせ] 環境下水道課 TEL 0954-63-3416

52 鹿島市民便利帳